

議案第52号

令和3年度宝塚市一般会計補正予算（第15号）

資料1（164）（165） 戸籍・住民基本台帳管理事業

1 住民基本台帳システムの改修について

令和3年（2021年）9月にデジタル庁が発足し、行政手続きのオンライン化について推進が図られている中、来年度に新たに全国で実施されるものとして、マイナンバーカードを利用した転出・転入手続のワンストップ化の導入が検討されている。

本市では、現在も転出についてはオンライン申請が可能となっているが、自治体によって取り扱いが異なっているのが現状である。来年度は、マイナンバーカードとマイナポータルを活用し、全国の自治体で統一した運用が始まる見込みである。（システムの概要については、別紙のとおり）

2 予算要求時期について

現在のデジタル庁の想定では、本サービスの開始は令和5年（2023年）1月から2月となっており、本市においても、令和4年度の当初予算を予定していた。近隣各市においても同様の状況であったが、昨年12月に、国の補正予算で本サービスを実施するためのシステム整備補助金が計上され、今年度中の交付申請が必要となったため、補正予算を計上し、繰越の上で新年度に執行しようとするもの。

3 財源について

現時点で国から提示されている補助金は、自治体の住民基本台帳人口による団体規模に応じた想定事業費で申請することとなっており、本市の人口規模では8,228千円となっている。

転出・転入手続のワンストップ化関係 改正概要

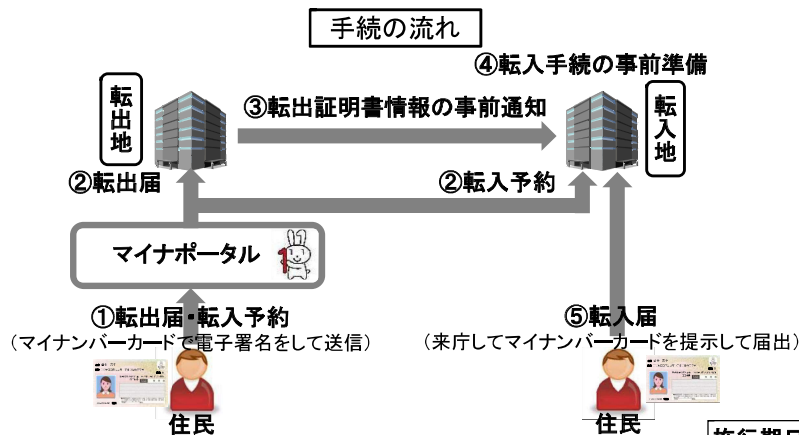
改正の背景

- 住民基本台帳制度における転出・転入手続に当たっては、転出地市区町村で転出証明書を受け取り、転入地市区町村で転入届とともに提出する必要があるが^(※)、住民の来庁負担の軽減が課題であるほか、転入時における住民登録及び住民登録に関連する一連の事務(国民健康保険、児童手当など)の処理に多くの時間を要している。

※ 現行法上、マイナンバーカード所持者が手続を行う場合には、転出証明書は不要。

住民基本台帳法の一部改正

マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報(氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など)により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。



制度改正の効果

- ① 〈住民サービスの向上〉
窓口で届出書類を作成する手間の軽減、手続に要する時間の短縮
- ② 〈市町村の事務の効率化〉
窓口混雑が緩和されるとともに、あらかじめ通知される転出証明書情報を活用した事前準備により、転入手続当日の事務負担が軽減

施行期日: 公布の日から2年以内で政令で定める日